

大阪駅前第2ビル管理組合
管理者 大阪市街地開発㈱ 殿

区分所有者 住所（所在地）
氏名（社・店名） ㊟
電話
入居者 住所（所在地）
氏名（社・店名） ㊟
電話

誓約書

今般、 階 号室で を営業するにあたり、
大阪駅前第2ビル管理規約等以下の規定（以下、「管理規約等」という）を熟読理解し
特に下記の行為が管理規約等の規定に違反することを十分に認識するとともに、これに
違反することのなきように本書を持って誓約し、万一これに違反した場合には、貴社
の指示に従って是正し、あるいは当社の負担にて、貴社により是正措置を取られても
一切異議ありません。

- ①大阪駅前第2ビル管理規約 ②大阪駅前第2ビル管理規則
③自店前看板等設置基準（ア.自店前看板等 イ.シャッター店名表示
ウ.案内板（看板） エ.入居報告書）④内装設備工事施工基準

記

1. 内装工事及び営業店舗内での音量については、近隣に一切迷惑をかけないこと。
もし、音量等の問題が生じる恐れがある場合防音装置設置等の防音対策を講じます。
2. 自動販売機、宣伝広告物、その他物品を通路等の共用部分に設置、掲示すること
3. 建物外壁、または外側ガラスの内外面の広告類の掲出、記入及び貼付行為
（以上、管理規約第7条の2、管理規則第7条の禁止行為）
4. 自店前看板等設置基準に違反する看板の設置
5. ビルの美観を害するもの、他人に不快の念を与えるもの、風紀を害するようなシャ
ッター店名表示をすること（シャッター店名表示規定）
6. 性的好奇心をそそる DVD、ビデオ等の販売・賃貸、性的な行為を表す写真・書物
の販売・賃貸、性的射幸心を煽るための物品等の販売・賃貸、その他これらに類する
物品の販売・賃貸行為
（管理規約第7条の公序良俗に違反する用途に専有部分に供する行為）
（管理規則第7条の禁止行為）
7. 共用通路側への扉を外開きにすること（内装設備工事施工基準）